

## 市場監督管理行政処罰における公聴に関する弁法

(2018年12月21日国家市場監督管理総局令第3号公布、2021年7月2日国家市場監督管理総局令第42号「国家市場監督管理総局『市場監督管理行政処罰手続暫定規定』等二部規則の改正に関する決定」により改正)

### 第一章 総則

**第一条** 市場監督管理行政処罰における公聴手続を規範化し、市場監督管理部門が法により行政処罰を実施し、自然人、法人及びその他の組織の合法的な権益を保護することを保障するため、「中華人民共和國行政処罰法」の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

**第二条** 市場監督管理部門が行政処罰における公聴会を開催する場合、本弁法を適用する。

**第三条** 市場監督管理部門が行政処罰における公聴を実施する場合、公開、公正、効率の原則に従い、当事者の法による陳述権及び答弁権の行使を保障し、便宜を与えなければならない。

**第四条** 市場監督管理部門は、行政処罰における公聴にあたり忌避の制度を実行する。公聴会の議長、公聴員、記録員、通訳担当者は、事案と直接の利害関係を有する場合又は公正な法執行に影響を及ぼす可能性のあるその他の関係がある場合は、忌避されなければならない。

公聴員、記録員、通訳担当者の忌避は、公聴会の議長が決定する。公聴会の議長の忌避は、市場監督管理部門の責任者が決定する。

### 第二章 申立と受理

**第五条** 市場監督管理部門は、次の各号に掲げる行政処罰の決定を下そうとする場合、当事者に公聴を要請する権利があることを告知しなければならない。

(一) 生産停止、営業停止、廃業、従業制限の命令

(二) 資格等級の引下げ、許可証又は営業許可証の取消し

(三) 自然人に対して一万元以上、法人又はその他の組織に対して十万元以上の罰金を科す。

(四) 自然人、法人又はその他の組織に対し、違法所得及び不法財産没収の行政処罰を行い、第三号に記載した金額に達した場合

(五) 比較的重いその他の行政処罰

(六) 法律、法規、規則に定めるその他の事由

各省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会又は人民政府が前項第三号、第四号に記載した没収金額について具体的に定めた場合、その規定に従うことができる。

**第六条** 当事者に公聴権利を告知する際、行政処罰を行う予定の内容及び事実、理由、根拠を当事者に書面で告知しなければならない。

**第七条** 当事者が公聴を要請する場合、告知書送達受領証に意見を記入することができ、告知書を受領した日から 5 業務日以内に申し立てることもできる。当事者が口頭で申し立てる場合、事案担当者は状況を調書に記入し、かつ当事者が調書に署名又は押印しなければならない。

当事者が告知書の送達日から 5 業務日以内に公聴を要請しない場合、当該権利を放棄したものとみなす。

当事者が規定の期間内に公聴を要請する場合、市場監督管理部門は本弁法の規定に従い公聴会を開催しなければならない。

### 第三章 公聴会の組織機関、公聴員と公聴会参加者

**第八条** 公聴会は、市場監督管理部門の法的機関またはその他の機関が主宰する。

**第九条** 公聴人員には、公聴会の議長、公聴員、記録員が含まれる。

**第十条** 公聴会参加者には、当事者及びその代行者、第三者、事案担当者、証人、通訳担当者、鑑定者及びその他の関係者が含まれる。

**第十一条** 公聴会の議長は、市場監督管理部門の責任者が指名する。必要に応じて、一人又は二人の公聴員を置き、公聴会の議長の公聴を補佐することができる。

記録員は公聴会の議長が指名し、具体的に公聴の準備と公聴記録の業務を担当する。

事案担当者は、公聴会の議長、公聴員、記録員を務めてはならない。

**第十二条** 公聴会の議長は、公聴手続において次の各号に掲げる職責を行使する。

- (一) 公聴会を行う時間、場所の決定
- (二) 公聴会参加者の資格の審査
- (三) 公聴会の主宰
- (四) 公聴会の秩序の維持
- (五) 公聴会の中止又は終了を決定し、公聴の終了を宣告する
- (六) 本弁法により付与されるその他の職責

公聴会の議長は公開、公正に公聴会を主宰する職責を遂行しなければならないが、当事者、第三者の陳述権、答弁権の行使を妨げてはならない。

**第十三条** 公聴を要請する自然人、法人又はその他の組織は、公聴の当事者である。

**第十四条** 公聴事案と利害関係を有するその他の自然人、法人又はその他の組織は、第三者として公聴会に参加することを申し出るか、又は公聴会の議長からそれに公聴会の参加を通知することができる。

**第十五条** 当事者や第三者は、一名から二名までの者に公聴会の参加代行を委任できる。

他人に公聴会の参加代行を委任する場合、委任者が署名又は押印した授権委任状及び委任を受けた代行者の身分証明書類を市場監督管理部門に届け出なければならない。

授権委任書には委任事項及び権限を明記しなければならない。委任を受けた代行者が公聴申立の取り下げ又は公聴の権利の明確な放棄を代行する場合、委任者による明確な授権がなければならない。

**第十六条** 事案担当者は公聴会に参加しなければならない。

**第十七条** 公聴事案に関連する証人、鑑定者等は、公聴会の議長の同意を得て、公聴会に立ち会うことができる。

#### 第四章 公聴の準備

**第十八条** 市場監督管理部門は、当事者による公聴会開催要請の申請を受けた日から 3 業務日内に、公聴会の議長を決定しなければならない。

**第十九条** 事案担当者は、公聴会の議長が決定した日から 3 業務日以内に、事案資料を公聴会の議長に移送しなければならない。公聴会の議長は事案資料を閲覧し、公聴会の概要を用意する。

**第二十条** 公聴会の議長は、事案担当者より移送された事案資料を受領した日から 5 業務日以内に、公聴会の時間と場所を決定し、かつ公聴会開催の 7 業務日前までに公聴通知書を当事者に送達しなければならない。

公聴通知書には、公聴会の時間と場所及び公聴会の議長、公聴員、記録員、通訳担当者の氏名を明記し、かつ当事者に忌避を申し立てる権利があることを告知しなければならない。

第三者が公聴会に参加する場合、公聴会の議長は、公聴会開催の 7 業務日前までに、公聴会の時間と場所を第三者に通知しなければならない。

**第二十一条** 公聴会の議長は、公聴会開催の 7 業務日前までに、公聴会の時間と場所を事案担当者に通知し、かつ事案資料を返却しなければならない。

**第二十二条** 国家秘密、商業秘密又は個人のプライバシーに関わるもので法により秘密が保持される場合を除き、公聴会は公開して開催しなければならない。

公開して公聴会を開催する場合、市場監督管理部門は、公聴会開催の 3 業務日前までに、当事者の氏名又は名称、事案の理由及び公聴会開催の時間、場所を公告しなければならない。

#### 第五章 公聴会の開催

**第二十三条** 公聴会の開始前、記録員は公聴会参加者の来場を確認し、かつ来場した者に次の各号に掲げる公聴規則を宣告しなければならない。

(一) 公聴会の議長の指示に従い、公聴会の議長の許可を得ずに発言や質疑をしてはならない。

(二) 公聴会の議長による許可を得ずに録音、録画、撮影をしてはならない。

(三) 公聴会参加者は公聴会の議長による許可を得ずに退場してはならない。

(四) 大声を出してはならない。拍手や騒ぎ立て又は公聴秩序を妨害するその他の活動を行ってはならない。

**第二十四条** 公聴会の議長は、公聴会参加者を確認し、聴聞会参加者に事案理由を説明し、公聴会の議長、公聴員、記録員、通訳担当者名簿を宣告し、公聴会参加者の公聴会における権利・義務を告知し、当事者に忌避を申し立てるか否かを尋ねる。

**第二十五条** 公聴会は次の各号の順番により行うものとする。

(一) 事案担当者が当事者の違法事実、証拠、行政処罰の提案及び根拠を提出する。

(二) 当事者及びその委任を受けた代行者が陳述と答弁を行う。

(三) 第三者及びその委任を受けた代行者が陳述を行う。

(四) 尋問

(五) 弁論

(六) 公聴会の議長が、第三者、事案担当者、当事者の順番で各方の最終意見を求める。

当事者はその場で自己の主張を証明する証拠を提示することができ、公聴会の議長はこれを受理しなければならない。

**第二十六条** 次のいずれかの事由に該当する場合、公聴会を中止することができる。

(一) 当事者が不可抗力の原因によって、公聴会に参加できない場合

(二) 当事者の死亡又は終了によって、関連権利義務の相続人を確定しなければならない場合

(三) 当事者が一時的に忌避を申し立て、その場で決定を下すことができない場合

(四) 新たな証人を召喚し、又は改めて鑑定する必要がある場合

(五) 公聴会を中止すべきその他の事由

公聴会が中止となる事情が消失した後、公聴会の議長は公聴会を再開しなければならない。

**第二十七条** 次のいずれかの事由に該当する場合、公聴会を終了することができる。

(一) 当事者が公聴の申立を撤回し、又は公聴の権利を明確に放棄した場合

(二) 当事者が正当な理由なく公聴会の参加を拒否した場合

(三) 当事者が公聴会の議長による許可を得ずに途中で退場した場合

(四) 当事者が死亡又は終了し、かつ権利義務の相続人がいない場合

(五) 公聴会を終了すべきその他の事由

**第二十八条** 記録員は事実通りに記録し、公聴記録を作成しなければならない。公聴記録には、公聴会の時間、場所、事案理由、公聴員、公聴会参加者の氏名、各方の意見及びその他明記すべき事項を明記しなければならない。

公聴会の終了後、公聴記録について、公聴会参加者が誤りのないことを確認した後、公聴会参加者がその場で署名又は押印しなければならない。当事者、第三者が署名又は押印を拒否した場合、公聴会の議長が公聴記録に明記する。

**第二十九条** 公聴会終了後、公聴会の議長は 5 業務日以内に公聴報告書を作成し、公聴会の議長、公聴員が署名し、公聴記録とともに事案処理機関に送付し、その他の事案資料とともに市場監督管理部門の責任者に提出しなければならない。

市場監督管理部門は、公聴記録に基づき、公聴報告書により提出された意見提案を踏まえ、「市場監督管理行政処罰手続規定」の関連規定に従い、決定を下さなければならない。

**第三十条** 公聴報告書には次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- (一) 公聴の事案理由
- (二) 公聴員、公聴会参加者
- (三) 公聴会の時間と場所
- (四) 公聴会の基本的な状況
- (五) 処理意見と提議
- (六) 報告が必要なその他の事項

## 第六章 附則

**第三十一条** 本弁法における「以上」「以内」はすべて当該数を含む。

**第三十二条** 国務院薬品監督管理部門及び省級薬品監督管理部門が行政処罰における公聴会を開催する場合、本弁法を適用する。

法律、法規により市場監督管理の職能を授権され履行する組織が行政処罰における公聴会を開催する場合、本弁法を適用する。

**第三十三条** 本弁法における関連法執行文書の送達には「市場監督管理行政処罰手続規定」の関連規定を適用する。

**第三十四条** 市場監督管理部門は、公聴の経費を確保し、公聴会の開催に必要な場所、設備及びその他便宜を提供しなければならない。

市場監督管理部門は公聴会の開催にあたり、当事者から費用を徴収してはならない。

**第三十五条** 本弁法は 2019 年 4 月 1 日より施行する。2005 年 12 月 30 日旧国家食品薬品監督管理局令第 23 号により公布した「国家食品薬品監督管理局公聴規則（試行）」、2007 年 9 月 4 日旧国家工商行政管理総局令第 29 号により公布した「工商行政管理機関行政処罰事案公聴規則」は同時に廃止する。

出所：中華人民共和國中央政府

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content\\_5639835.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5639835.htm)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。